## 当座預金

令和3年7月27日現在

令和3年/月2/日現在
当座預金
法人及び個人の方(ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)
期間の定めはありません。
随時預け入れできます。
1円以上
1円単位
小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示 された場合にお支払いします。
無利息
無利息につき税金はかかりません。
_
_
_
_
苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時~17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。
紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
(1)手形用紙、小切手用紙の発行については別途当金庫が定める手数料が必要です。
(2)公共料金の自動支払いができます。
(3)この預金は「当座勘定規定」によりお取扱いします。当座勘定ご契約済の方で本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。
預金保険制度により全額保護されます。